

全国消団連は今年で50周年！—9月7日「記念シンポジウム」開催

消費者ネットワーク

2006年4月1日

第106号

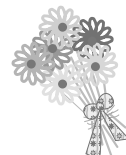
全国消費者団体連絡会
発行責任者 神田敏子

TEL : 03-5216-6024

FAX : 03-5216-6036



消団連とこのごろ



昨年7月食育基本法が施行された。そしてこの基本法に基づき、先月「食育推進基本計画」がまとめられた。平成18年度からの5年間を対象としており、地方自治体推進計画の基本ともなるものである。内容は、健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念、保護者・教育関係者等の役割、伝統的な食文化の継承、体験活動の実践、食料自給率向上への貢献、そして食品の安全性の確保等7項目にわたっている。

この基本計画は、あらゆる場面で、そして多様な人々が協力し合いながら推進するとしているが、その重点はやはり学校教育におかれているようだ。栄養教諭を、学校だけではなく家庭や地域社会との連携の要であると位置づけており、その役割が非常に大きいものになっている。しかしその栄養教諭をいつまでにどの程度配置するのか、肝心の計画が具体的に示されていない。一方で、小学生の朝食の欠食率を22年度までに0%とするという具合に、非現実的な数字をあえて示しているところもあり、ちぐはぐしたものが感じられる。

また、早寝早起きをはじめ、生活リズム向上のための地域ぐるみ活動や、家族そろって同じものを楽しく食べようということ、そして伝統ある食文化の継承や食に関する感謝の念など、どれも大事なことだとは思いますが、その進め方によっては、ひとつの価値観や画一的な考え方を押し付けることにもなりかねない。たしかに基本計画の中でも、食育が何らかの強制を伴うものではないとしてはいるが、そこは本当に充分気をつけなければならないところである。

食育の目的は色々あるのだろうが、重要なことは、一人ひとりが知識を身につけ、豊かな体験を通しながら、判断力や選択力を向上させて行くことではないだろうか。同時に、判断・選択するための情報の改善・充実を図ること、そして、こうありたいと思ったことが実現できる社会環境づくりが必要である。それぞれが自分に合った、確かな食生活が送れるようにしたいものである。

もくじ

消団連とこのごろ	・・・p.1
外食産業における原料原産地ガイドライン学習会	・・・p.2
クレジット、消費者金融などの借入れによって 深刻なくらしが生まれてます	・・・p.4
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)について	・・・p.7
欧州消費者機構(BEUC)が消費者団体スタッフのための トレーニングコースを実施	・・・p.8
全国消団連会員団体の活動紹介	・・・p.10
お知らせ・編集後記	・・・p.12